

全銀 e-ビジネスマーケット利用規約

(平成 23 年 4 月 1 日制定)

第 1 章 総 則

(サイトの目的および利用規約)

第 1 条 一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」といいます。）は、全銀協の会員である銀行（以下「全銀協会員銀行」といいます。）の取引先である事業者間の潜在的な需要の発掘および取引先の経営支援に資する情報の提供を行うことを目的として、インターネット上のウェブサイトにおいて全銀 e-ビジネスマーケットを運営します。

2 この利用規約は、全銀 e-ビジネスマーケットを利用する、第 5 条に定める利用者（以下「利用者」といいます。）に適用されるものとし、利用者はこの利用規約にしたがって、全銀 e-ビジネスマーケットを利用することを承諾します。

(利用規約の範囲)

第 2 条 全銀協が利用者に対して発する第 4 条に定める通知は、この利用規約の一部を構成するものとします。

2 全銀協が、この利用規約の他に別途定める個別規定も、名目の如何にかかわらず、この利用規約の一部を構成するものとします。

(利用規約の変更)

第 3 条 全銀協は、利用者の了承を得ることなく、この利用規約を変更することがあります。この場合には、全銀 e-ビジネスマーケットの利用条件は、変更後の利用規約によります。

2 変更後の利用規約については、全銀協が別途定める場合を除いて、全銀 e-ビジネスマーケットに掲載するものとし、掲載した時点から効力を生じるものとします。

3 前項に定める全銀 e-ビジネスマーケットへの掲載が、障害その他の事由により不可能な場合には、全銀協が運営するウェブサイト（以下「全銀協ウェブサイト」といいます。）に掲載することにより代替できるものとし、他の場合の掲載についてもこれと同様とします。

(全銀協からの通知)

第 4 条 全銀協は、全銀 e-ビジネスマーケットへの掲載その他全銀協が適当と判断する方法により、利用者に対して随時必要な事項を通知します。

2 前項の通知は、全銀協が当該通知の内容を全銀 e-ビジネスマーケットに掲載した時点から効力を生じるものとします。

第 2 章 掲載の申込等

(利用者)

第5条 利用者とは、全銀協に全銀 e-ビジネスマーケットへの情報の掲載の申込を行い、この利用規約にしたがって掲載を承認された者（以下「掲載対象者」といいます。）および全銀 e-ビジネスマーケットにアクセスし、全銀 e-ビジネスマーケットに掲載された情報を閲覧する者をいいます。

2 取引銀行とは、掲載の申込を行う者または掲載対象者と取引のある全銀協会員銀行（当該銀行から全銀 e-ビジネスマーケットに係る業務の委託を受けている当該銀行または当該銀行の持株会社の関連会社を含みます。）であって、次条による掲載の申込の取次ぎの依頼を受ける者をいいます。

3 全銀協に全銀 e-ビジネスマーケットへの情報の掲載の申込を行うことができる者（以下「掲載申込者」といいます。）は、次の条件を満たす事業者（個人事業者を含みます。）または取引銀行がこれに準ずるものとして認めた方に限らせていただきます。

一 創業後3年以上経過していること

二 申込現在までに掲載の申込の取次ぎを行う取引銀行との事業資金に関する与信取引が1年以上継続していること

三 申込現在において約定返済の遅延がなく、融資条件等の融資に関する約定が遵守されていること

4 第2項に定める取引銀行の範囲は全銀 e-ビジネスマーケット上に掲載します。

（掲載の申込）

第6条 全銀 e-ビジネスマーケットへの情報の掲載を希望する場合には、全銀協が定める方法により取引銀行を通じて掲載の申込を行っていただきます。また、掲載申込者は、その申込や掲載等に関し掲載申込者に適用される関係法令等を遵守することとします。なお、法人名・代表者名、本社所在地、資本金の額、業種、会社の特徴等の掲載申込書等において掲載申込者が全銀 e-ビジネスマーケットに掲載を希望する情報を、以下「掲載希望情報」といいます。

2 掲載申込者は、全銀 e-ビジネスマーケットへの掲載希望情報の掲載に関してこの利用規約が適用されることを承認のうえ、申込を行っていただきます。全銀協は、申込に対して、全銀協が承認した場合には、全銀 e-ビジネスマーケットに掲載希望情報を掲載します。

3 掲載申込者は、重複して掲載の申込を行うことはできません。

4 取引銀行は掲載の申込を全銀協に取次ぐに当たり、必要に応じて掲載申込者との取引に関する情報を利用することができるものとします。

5 取引銀行は次のいずれかに該当すると判断する場合には、掲載の申込を全銀協に取次がないこととします。また、全銀協が次のいずれかに該当すると判断する場合には、全銀協は掲載の申込を承認しないこととします。

一 掲載申込者が掲載申込時に表明した表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

二 掲載申込者の取引の状況等から、取引銀行が全銀 e-ビジネスマーケットの利用に関して不相当と判断した場合

三 掲載申込者が過去に利用規約の違反等により掲載希望情報が削除されたことが

ある場合

四 全銀協もしくは取引銀行の業務遂行上もしくは技術上支障がある場合、または支障が生じるおそれがある場合

五 掲載希望情報が第10条各号のいずれかに該当し、または該当するおそれがある場合

六 その他、掲載申込者について、取引銀行または全銀協が全銀 e-ビジネスマーケットの利用に関して不相当と判断した場合

6 前項の定めにもとづき取引銀行が掲載の申込を取次がないこととした場合には、取引銀行はその理由を開示しません。また、掲載申込者は取次ぎがないことについて異議申立等を行えないものとします。

7 全銀協が第2項の申込を承認しない場合には、全銀協はその理由を開示しません。また、掲載申込者は、この不承認について異議申立等を行うことができないものとします。

8 全銀 e-ビジネスマーケットに掲載される掲載希望情報は、一般に公開され、掲載対象者のみならず不特定多数の方による閲覧が可能のため、掲載希望情報を公開した場合には、取引銀行と与信取引等の取引があるという事実が全銀 e-ビジネスマーケットへアクセスした不特定多数の方に推察され得ることを事前に理解したうえで申込むものとします。

(掲載希望情報の公開期間および掲載の継続)

第7条 掲載希望情報の公開は、全銀協が定める更新日（原則として年1回、4月1日とします。）の到来により終了します。

2 掲載対象者が前項の更新日後に継続して掲載希望情報の公開を希望する場合には、全銀協に対して、郵送により掲載の継続の届出を行う必要があります（送料はご負担ください）。

3 前項の継続の届出の受付期間は、更新日の1ヶ月前から1週間前までの間とします。

4 第6条第1項の掲載の申込により掲載希望情報を掲載した場合において、次回の更新日まで3ヶ月に満たないときは、当該掲載希望情報に限り次回の更新日を翌年の更新日に延期します。

(掲載情報等の変更)

第8条 掲載対象者は、全銀 e-ビジネスマーケットに掲載される掲載希望情報または届け出た連絡先（以下「連絡先情報」といいます。また、掲載希望情報と連絡先情報をあわせて、以下「掲載情報等」といいます。）に変更があった場合には、速やかに申込の取次ぎを行った取引銀行を通じて掲載情報等の変更の届出を行うものとします。

2 全銀協は前項の掲載情報等の変更の届出の受付後、速やかに掲載情報等を変更するものとします。この変更前に生じた損害について、全銀協および取引銀行は一切その責任を負いません。

(掲載の継続および掲載情報等の変更の届出を受けられない場合)

第9条 第7条第2項および第8条において、取引銀行もしくは全銀協が届出について確認した結果、掲載対象者が次のいずれかに該当する場合には、取引銀行もしくは全

銀協は掲載の継続の届出および掲載情報等の変更の届出の取次ぎ・承認を行わず、または掲載対象者に何ら事前の通知なしに掲載希望情報を削除することができるものとします。

- 一 掲載の継続または掲載情報等の変更の届出（以下「継続・変更の届出」といいます。）時点において掲載の申込の取次ぎを行った取引銀行との取引が終了しているなど第5条第3項の条件を満たさなくなった場合
 - 二 継続・変更の届出時に虚偽の事項を届け出たことが判明した場合
 - 三 取引銀行との取引の状況等から、取引銀行が全銀 e-ビジネスマーケットの利用に関して不相当と判断した場合
 - 四 掲載対象者が第16条第1項5号、同6号または同7号に該当することが判明した場合
 - 五 その他、掲載対象者について、全銀協または取引銀行が全銀 e-ビジネスマーケットの利用に関して不相当と判断した場合
- 2 前項の定めにもとづき取引銀行または全銀協が継続・変更の届出の取次ぎ・承認を行わないこととした場合、または掲載希望情報が削除された場合には、取引銀行および全銀協はその理由を開示しません。また、掲載の継続の届出または掲載情報等の変更の届出を行った掲載対象者は、当該取次ぎ・承認がないことまたは掲載希望情報の削除について異議申立等を行うことはできないものとします。

（掲載希望情報内容の適格性）

第10条 取引銀行または全銀協は、掲載希望情報が次のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると判断する場合には、掲載の申込、継続・変更の届出（以下「申込等」といいます。）の取次ぎ・承認を行わないこととします。

- 一 他者を差別もしくは誹謗中傷し、または他者の名誉もしくは信用を毀損する内容、詐欺等の犯罪に結びつく内容、あるいは結びつくおそれのある内容
- 二 法令等もしくは公序良俗に違反する内容、全銀協もしくは取引銀行の信用を毀損し、または全銀協もしくは取引銀行の財産を侵害する内容、あるいは他者、全銀協もしくは取引銀行に不利益を与える内容
- 三 虚偽が含まれる内容
- 四 消費者に対する勧誘を目的とするなど、掲載希望情報が全銀 e-ビジネスマーケットの目的にそぐわない内容
- 五 上記各号に準ずる内容

（掲載の取止め）

第11条 掲載対象者が全銀 e-ビジネスマーケットへの掲載希望情報の掲載を取止める場合には、掲載の申込の取次ぎを行った取引銀行を通じて全銀協に届け出るものとします。

- 2 掲載対象者が次項の1号または2号に該当する場合には、掲載の申込の取次ぎを行った取引銀行を通じて全銀協に前項の届出を行う必要があります。
- 3 全銀協または取引銀行は、掲載対象者が次のいずれかに該当すると判明した場合には、第1項の届出があったものとして取り扱います。
 - 一 掲載対象者について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは

は特別清算開始の申立があった場合または掲載対象者が手形交換所の取引停止処分を受けた場合

二 掲載対象者が合併、会社分割、事業の全部譲渡等を行い、法人としての同一性を喪失した場合

三 掲載対象者が死亡した場合、または掲載対象者について後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判のいずれかが行われた場合

四 その他、掲載対象者について、全銀協または取引銀行が全銀 e-ビジネスマーケットの利用に関して不相当と判断した場合

4 前3項の場合には、全銀協は速やかに掲載希望情報を削除するものとします。また、これにより生じた損害について、全銀協および取引銀行は一切その責任を負いません。

(届出の独立性等)

第12条 この利用規約に定める届出は、取引銀行との与信取引等に関する各種手続きと連動しませんので、取引銀行が定める各種手続きは別途行う必要があります。

2 この利用規約に定める掲載申込書および届出は、全銀協がこれを承認するか否かを問わず、掲載対象者および掲載申込者に返却いたしません。

第3章 利用者の義務

(自己責任の原則)

第13条 全銀協および取引銀行は、利用者が全銀 e-ビジネスマーケットの利用により被った次のいずれの損害についても、利用者に対して一切の責任を負わないものとします。

一 全銀 e-ビジネスマーケットに掲載された情報にもとづいて商談・取引をした結果、契約不成立、債務不履行(代金の不払い、商品の不着またはサービスの不履行)等によって被った損害

二 通信回線等の不具合等により全銀 e-ビジネスマーケットに掲載された情報が正しく伝達されないことによって被った損害

三 その他の一切の損害

2 利用者は、全銀 e-ビジネスマーケットの利用に伴い、他者(国内外を問いません。また、利用者に限りません。以下同様とします。)から問合せ、苦情等が通知された場合には、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

3 利用者は、他者の行為に対する要望、疑問または苦情等がある場合には、当該他者に対して直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

4 利用者は、全銀 e-ビジネスマーケットの利用により全銀協または他者に対して損害を与えた場合(利用者が、この利用規約上の義務を履行しないことにより他者または全銀協が損害を被った場合を含みます。)には、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

(私的利用の範囲外の利用禁止)

第14条 利用者は、全銀 e-ビジネスマーケットを利用することにより得られる情報を、

全銀協および掲載対象者が承認した場合を除き、著作権法により認められた私的利用の範囲を超える複製、販売、出版等のために利用することはできません。

(その他の禁止事項)

第15条 前条の他、利用者は全銀 e-ビジネスマーケットを利用して次の行為をしてはならないものとします。

- 一 全銀協もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- 二 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- 三 他者を差別もしくは誹謗中傷し、または他者の名誉もしくは信用を毀損する行為、詐欺等の犯罪に結びつく行為、あるいはこれらのおそれのある行為
- 四 わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、文章等を送信または表示する行為
- 五 他者になりすまして全銀 e-ビジネスマーケットを閲覧し、掲載対象者に連絡をとる行為
- 六 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または他者が受信可能な状態におく行為
- 七 選挙の事前運動、選挙運動もしくはこれらに類似する行為または公職選挙法に抵触する行為
- 八 掲載対象者に対して嫌悪感を抱かれるような広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する、もしくはそのおそれのある電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為、掲載対象者の電子メール受信を妨害する行為、または連鎖的な電子メール転送を依頼する行為もしくは当該依頼に応じて転送する行為
- 九 掲載対象者もしくは全銀協の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により他者の企業情報を収集する行為
- 十 法令にもとづく監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合において、当該手続きを履行せず、その他当該法令に違反する、または違反するおそれのある行為
- 十一 上記各号の他、法令等、この利用規約もしくは公序良俗に違反する行為、全銀 e-ビジネスマーケットの運営を妨害する行為、全銀協もしくは取引銀行の信用を毀損し、または全銀協もしくは取引銀行の財産を侵害する行為、あるいは他者、全銀協もしくは取引銀行に不利益を与える行為
- 十二 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を他者が行っている場合を含みます。）が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを設定する行為
- 十三 上記各号の行為に準ずる行為

2 利用者が本章に定める規定に反する行為をした場合には、当該利用者は、関連する法律、規則、政令、条例等の法規に定めるところに従い、損害賠償責任を負うことがあるほか、第4章に定める措置を受けることがあります。

第4章 掲載希望情報の削除、全銀 e-ビジネスマーケットの中止・廃止等

(掲載希望情報の削除)

第16条 全銀協は、次のいずれかに該当すると判断した場合には、掲載対象者への事前の通知または承諾を要することなく、掲載希望情報の全部もしくは一部の削除または変更を行うことができます。

- 一 電話、電子メール等による連絡がとれない場合
 - 二 掲載対象者に発送した郵便物が全銀協に返送された場合
 - 三 掲載希望情報が第15条第1項各号に定める禁止行為に該当し、または該当するおそれがあると認めた場合
 - 四 掲載希望情報が次のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると認めた場合
 - ① 虚偽が含まれること
 - ② 消費者に対する勧誘を目的とするなど、掲載希望情報が全銀 e-ビジネスマーケットの目的にそぐわないものであること
 - ③ その他第10条に違反すること
 - 五 掲載対象者が掲載申込または継続・変更の届出時に表明した表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - 六 掲載申込者・対象者が、次のいずれかに該当することが判明した場合
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - ⑥ その他これらに準ずる者
 - 七 掲載申込者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて取引銀行の信用を毀損し、または当該取引銀行の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他これらに準ずる行為
 - 八 掲載対象者が利用規約に違反した場合
 - 九 上記各号のほか、全銀 e-ビジネスマーケットの正常な運営のために必要であると全銀協が判断した場合
- 2 前項の定めにもとづき全銀協が掲載希望情報の全部もしくは一部の削除または変更を行った場合には、全銀協はその理由を開示しません。また、掲載対象者は、当該削除または変更について異議申立等を行うことはできないものとします。
- 3 全銀協が第1項の措置をとったことにより利用者が掲載希望情報を利用できず、これにより損害が発生したとしても、全銀協は一切の責任を負いません。

(全銀 e-ビジネスマーケットの内容等の変更)

第 17 条 全銀協は、運営または保守管理、変更、改善、改良等の必要がある場合には、利用者に事前に通知することなく、全銀 e-ビジネスマーケットの内容・名称を変更することがあります。

2 前項の変更等によって利用者が何らかの損害を被ったとしても、全銀協および取引銀行は一切の責任を負いません。

(全銀 e-ビジネスマーケットの一時的な中断)

第 18 条 全銀協は、次のいずれかの事由が生じた場合には、利用者に事前に通知することなく、一時的に全銀 e-ビジネスマーケットを中断することがあります。

一 全銀 e-ビジネスマーケットのための設備等の保守を定期的にはまたは緊急に行う場合

二 火災、停電等により全銀 e-ビジネスマーケットの提供ができなくなった場合

三 地震、噴火、洪水、津波等の天災により全銀 e-ビジネスマーケットの提供ができなくなった場合

四 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により全銀 e-ビジネスマーケットの提供ができなくなった場合

五 その他、運用上または技術上、全銀協が全銀 e-ビジネスマーケットの一時的な中断が必要と判断した場合

2 全銀協は、前項各号のいずれか、またはその他の事由により全銀 e-ビジネスマーケットの提供の遅延もしくは中断等が発生したとしても、これに起因する利用者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

(免責)

第 19 条 全銀 e-ビジネスマーケットの内容は、全銀協がその時点で提供可能なものとします。全銀 e-ビジネスマーケットに掲載された情報は原則として掲載申込者・対象者が届け出たもの、または全銀協が関係機関から提供を受けた経営支援に関する情報をそのまま掲載しているものであり、全銀協および取引銀行は、全銀 e-ビジネスマーケットに掲載された情報について、その完全性、正確性、有用性等に関し、いかなる責任も負いません。

2 掲載申込者・対象者が届け出た連絡先情報により全銀協または取引銀行が掲載申込者・対象者に連絡をすることができなかった場合において、全銀協および取引銀行はそのことで発生した掲載申込者・対象者の損害に対して、一切の責任を負いません。

3 全銀協は、全銀 e-ビジネスマーケットに掲載した情報の消失（第 16 条に定める全銀協による削除を含みます。）に関し、一切の責任を負いません。

4 前条および前 3 項のほか、全銀協および取引銀行は、全銀 e-ビジネスマーケットの利用により発生した利用者の損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）ならびに全銀 e-ビジネスマーケットを利用できなかったことにより発生した利用者および他者の損害に対して一切の責任を負わないものとし、損害賠償義務を一切負いません。

(全銀 e-ビジネスマーケットの中止・廃止)

第 20 条 全銀協は、全銀 e-ビジネスマーケットに事前に通知を掲載した上で、全銀

e-ビジネスマーケットの全部もしくは一部の提供を中止または廃止することがあります。

- 2 全銀協は、前項の手続きをとることで、中止または廃止により損害が発生したとしても一切の責任を負いません。

(他ネット利用)

第 21 条 利用者は、全銀 e-ビジネスマーケットを経由して、全銀協以外の第三者のコンピュータまたはネットワーク（以下「他ネット」といいます。）を利用する場合において、その WEB マスター等の管理者から当該他ネットの利用に係る利用条件または注意事項が掲載等されている場合には、これを遵守し、その指示に従うとともに、他ネットを利用して第 15 条第 1 項各号に該当する行為を行わないものとします。

- 2 全銀協は、全銀 e-ビジネスマーケット経由による他ネットの利用に関し一切の責任を負いません。
- 3 全銀 e-ビジネスマーケット経由による他ネットの利用においても、第 13 条が適用されるものとします。

第 5 章 個人情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

第 22 条 全銀協は、掲載申込者・対象者の個人情報に関しては、全銀協の「プライバシーポリシー」にもとづき適切に取り扱うものとします。

- 2 連絡先情報は、全銀協または取引銀行から掲載申込者・対象者に連絡する際に利用します。
- 3 申込書等に記載された情報は、取引銀行による申込等の全銀協への取次ぎ等のため、および全銀協による申込等の承認等の判断、全銀 e-ビジネスマーケットへの掲載希望情報の掲載・一般への公開等のために利用します。また、取引銀行が、申込書等を受け取る際に掲載申込者・対象者に明示した利用目的がある場合には、申込書等に記載された情報は当該利用目的のために利用します。
- 4 掲載対象者または掲載希望情報に記載された個人情報の本人が全銀 e-ビジネスマーケットにおける個人情報の公開を望まない場合には、掲載対象者から第 8 条に定める掲載情報等の変更の届出または第 11 条に定める掲載の取止めの届出を行うか、掲載希望情報に記載された個人情報の本人から全銀協に対して個人情報の保護に関する法律第 23 条第 2 項に定める個人データの第三者への提供の停止の求めを行っていただきます。これらの届出等があった場合には、それ以後の掲載希望情報に記載された個人情報の公開を行いません。

第 6 章 その他

(協議解決)

第 23 条 この利用規約に記載のない事項または利用規約の解釈について疑義を生じた事項については、その都度当事者間において、誠意をもって協議のうえ解決します。

(著作権)

第 24 条 全銀 e-ビジネスマーケットにおいて全銀協が提供する画面デザイン、ソフトウェアその他の著作物の著作権(掲載希望情報に関して掲載対象者に帰属するものを除きます。)は全銀協に帰属するものとします。

(専属的合意管轄裁判所)

第 25 条 利用者と全銀協の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を利用者と全銀協の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。また、利用者と取引銀行の間で訴訟の必要が生じた場合には、当該銀行の本店所在地を管轄する裁判所を利用者と当該銀行の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第 26 条 この利用規約に関する準拠法は、日本法とします。

(その他)

第 27 条 この利用規約に定めのない事項は全銀協が別途定めることができるものとします。

附 則

この利用規約は、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。